

【規定改定】新旧対比表（2026年7月1日（水）改定）

1. 個人年金口座規定

条項	現状	本件後（改定箇所に下線）
第5条 解約、契約の証の返却	(1) ～ (3)（省略）	(1) ～ (3)（省略）
	(4) 新設	<p>(4) 当行は、3か月以上の周知期間を設けたうえで、<u>当行所定の日（以下「解約実行日」といいます。）をもって、この預金を解約することができます。この場合、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める口座に解約金を入金します。ただし、利息の入金以外の異動がない状態が10年を超えて継続しているもの、第三者の権利の目的となっているもの、その他の解約金を普通預金口座に入金することで預金者または第三者の利益を害し、もしくは損害を与えるおそれのあるものは、以下の区分にかかわらず、当行所定の管理口座に解約金を入金するもの</u>とします。</p> <p><u>① 契約の証記載の年金受取口座</u> <u>② ①が存在しない場合、この預金が開設されている支店の同一名義普通預金口座</u> <u>③ ①②が存在しない場合、当行所定の管理口座</u></p>
	(5) 新設	<p>(5) (4) に基づきこの預金解約される場合、<u>解約実行日前日までの利息に加え、自由金利型定期預金（M型）規定3.および期日指定定期預金規定4.の定めにかかわらず、解約実行日（同日を含みます。）から、解約実行日以降最初に到来する満期日前日までの利息相当額を、解約実行日に支払うもの</u>とします。なお解約実行日に当行所定の管理口座に入金された解約金については、<u>普通預金規定に準じた利息を支払います。</u></p>

第11条 既定の準用	本規定に定める以外の事項については、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定および <u>自由金利型定期預金規定</u> によるものとします。	本規定に定める以外の事項については、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定および <u>定期預金共通規定</u> によるものとします。
---------------	---	--

2. 定期預金共通規定

条項	現状	本件後（改定箇所に下線）
第15条	<p>第15条 <u>規定の変更等</u></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第15条 <u>通知など</u></p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。</u></p>
第16条	第16条 <u>新設</u>	<p>第16条 <u>規定の変更等</u></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>